

静岡県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針

平成14年4月

静岡県

目 次

1	指針策定の背景	1
2	特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 現況と方向	1
(1)	地域の特性と再資源化等の現況	1
ア	地域の特性	1
イ	建設工事の状況	3
ウ	特定建設資材廃棄物の排出量の見込み	4
エ	再資源化施設等の立地状況及び処理能力	4
オ	特定建設資材廃棄物の再資源化率	5
カ	最終処分場の立地状況及び残存容量	6
(2)	分別解体等及び再資源化等の方向	6
ア	基本的方向	6
イ	分別解体等の方向	7
ウ	再資源化等の方向	7
エ	関係者の役割	7
(3)	届出等を行わなければならない建設工事の規模に関する基準	8
(4)	再資源化を行わなければならない距離に関する基準	9
3	建設資材廃棄物の排出抑制のための方策	9
(1)	基本的方向	9
(2)	関係者の役割	9
4	特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進のための方策	10
(1)	再資源化等の目標等	11
(2)	基本的方向	11
5	再資源化により得られた物の利用の促進のための方策	11
(1)	基本的方向	11
(2)	具体的方策	12
(3)	関係者の役割	12
6	分別解体等、再資源化等及び再資源化により得られた物の利用の意義に関する 知識の普及	13
7	分別解体等及び再資源化等の促進等に関するその他の重要事項	14
	参考用語の説明	15

1 指針策定の背景

この指針は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号。以下「法」という。)第4条に基づき、国が第3条により定めた「特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針」(平成13年1月17日)に即して、静岡県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関して必要な事項を定めるものです。

2 特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の現況と方向

(1) 地域の特性と再資源化等の現況

ア 地域の特性

(ア) 地勢

静岡県は、日本列島のほぼ中央に位置し、7,779k m²の県土を持っています。県土の南側は、延長500kmにも及ぶ変化に富んだ海岸線で太平洋に接し、北側には、日本のシンボル富士山や、3,000m級の山々を有する南アルプス連峰をひかえ、数多くの温泉や多様な動植物など、多彩な自然が広がっています。

県土の3分の2を占める中山間地域は、緑豊かな森林で覆われ、これらの森林でかん養される豊かな水を、狩野川、富士川、安倍川、大井川、天竜川などの大川が運んでいます。

大川の下流に開けた平野部には、第一東名自動車道や東海道新幹線などの幹線が東西に走りこれらに沿って、沼津市、富士市、清水市、静岡市、浜松市の5都市を核に様々な規模の都市が連なっています。

(イ) 世帯数と県民人口

平成12年国勢調査における静岡県の世帯数及び県民人口は、それぞれ1,280,310世帯、3,767,427人であり、日本の全人口の約3%、全国第10位になります。平成22年には、県民人口が約3,831,000人になることが予測されています。

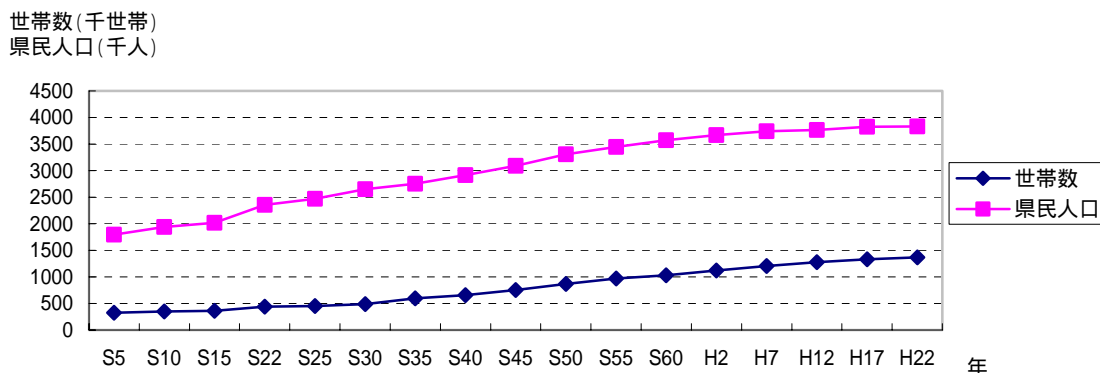


図1 世帯数と県民人口の推移

H12まで 国勢調査より
H17、H22 国立社会保障人口問題研究所予測値より

(ウ) 事業所数・従業者数

平成 12 年の事業所数の産業別割合は、卸売・小売業、飲食店が 40.5%と最も多く、サービス業 26.2%、製造業 14.1%、建設業 11.0%の順となっています。

一方、従業者数の産業別割合は、製造業が 31.8%と最も多く、ついで卸売・小売業、飲食店が 27.6%、サービス業 21.9%、建設業 8.5%となっており、事業所数、従業者数ともにこの 4 業種で全体の約 9 割を占めています。

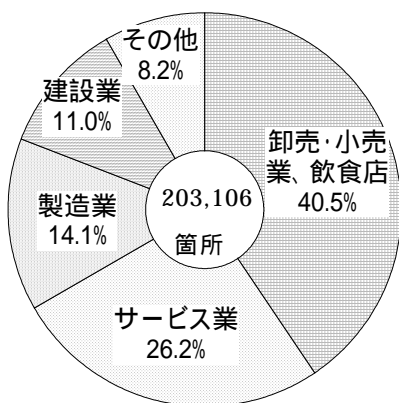


図2-1 事業所数

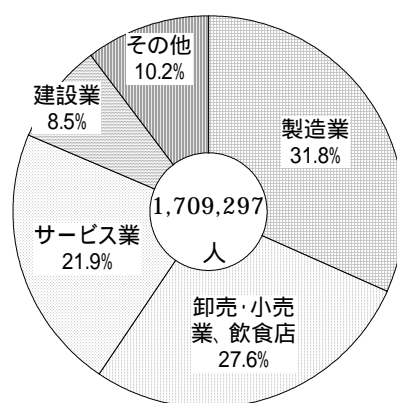


図2-2 従業者数の割合

平成 12 年 静岡県勢要覧より

(エ) 県内総生産

県内総生産は、平成 10 年度は 14 兆 6,616 億円で、国内総生産の約 3%、全国第 10 位となっており、高い経済規模を有しています。

県内総生産の割合を見ると、第 1 次産業の農林漁業は 1.6%、第 2 次産業の製造業・建設業等は 42.6%、第 3 次産業のサービス業、卸売・小売業、飲食業等は 55.8%となっています。なかでも、建設業は県内総生産の 7.5%を占めており、本県の主要産業となっています。

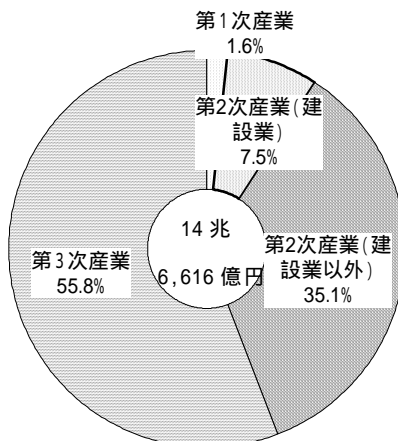


図3 県内総生産

平成 10 年度 静岡県の県民経済計算より

イ 建設工事の状況

平成 11 年度の土木工事の実施状況は、工事件数、工事額とも平成 7 年度に比べて減少しており、平成 22 年度の工事額は、さらに減少することが予測されます。

また、平成 11 年度の建築工事の実施状況は、平成 7 年度に比べて着工及び除却とも減少していますが、高度成長期に急増した建築物が今後更新期を迎えることから除却面積については、増加することが予測されます。

表 - 1 土木工事の着工状況

項目		年度	平成 7 年度	平成 11 年度	平成 17 年度 (推計)	平成 22 年度 (推計)
工事件数 (件)	公共工事		10,693	6,343	-	-
	民間工事		1,676	1,377		
	合計		12,369	7,720		
工事額 (百万円)	公共工事		422,453	414,656	321,000	274,500
	民間工事		44,909	40,553	37,700	32,700
	合計		467,362	455,209	358,700	307,200

資料 平成 7 年度及び平成 11 年度 「建設統計月報」

推計工事額は、公共工事については政府建設投資額、民間工事については民間非住宅建設投資額より推計

表 - 2 建築物着工状況

項目		年度	平成 7 年度	平成 11 年度	平成 17 年度 (推計)	平成 22 年度 (推計)
棟数 (棟)	木造		22,069	19,790	-	-
	非木造		12,930	10,822		
	合計		34,999	30,612		
延床面積 (㎡)	木造		2,654,075	2,538,144	4,393,090	4,378,133
	非木造		4,332,299	3,698,091	3,015,149	3,004,883
	合計		6,986,374	6,236,235	7,408,239	7,383,016

資料 平成 7 年度及び平成 11 年度 「建築統計年報」

推計延床面積は、県内総生産と世帯数の増加数を説明変数とする回帰式より推計

表 - 3 建築物の除却状況

項目		年	平成 7 年	平成 11 年	平成 17 年 (推計)	平成 22 年 (推計)
棟数 (棟)	木造		35,715	27,557	-	-
	非木造		6,939	6,450		
	合計		42,654	34,007		
延床面積 (㎡)	木造		1,887,975	1,677,069	1,849,673	1,993,374
	非木造		817,147	899,481	1,269,503	1,368,130
	合計		2,705,122	2,576,550	3,119,176	3,361,504

資料 平成 7 年及び平成 11 年 「固定資産に関する概要調書」

推計延床面積は、着工床面積の累計値と経済成長率を説明変数とする回帰式より推計

ウ 特定建設資材廃棄物の排出量の見込み

特定建設資材廃棄物の排出量の今後の見込みは、平成 12 年度と比べて、土木工事の減少に伴ってアスファルト・コンクリート塊（アスファルト・コンクリートが廃棄物となったものをいう。以下同じ。）は減少することが予測されます。しかし、コンクリート塊（コンクリートが廃棄物となったもの並びにコンクリート及び鉄から成る建設資材に含まれるコンクリートが廃棄物となったものをいう。以下同じ。）及び建設発生木材（木材が廃棄物となったものをいう。以下同じ。）は、建築物の除却が増加することから、排出量が 1.5 倍程度から 2.5 倍程度に増加することが予測されます。

表 - 4 特定建設資材廃棄物排出量

（単位：千 t / 年）

項目	平成 7 年度	平成 12 年度	平成 17 年度 (推計)	平成 22 年度 (推計)
コンクリート塊	1,065	1,362	1,811	1,901
アスファルト・コンクリート塊	775	682	444	393
建設発生木材	195	149	348	370
合計	2,035	2,193	2,603	2,664

資料 平成 7 年度及び平成 12 年度の排出量は、建設副産物実態調査(国土交通省)による

平成 17 年度及び平成 22 年度の排出量は、建設副産物実態調査(国土交通省)による排出量の原単位より推計

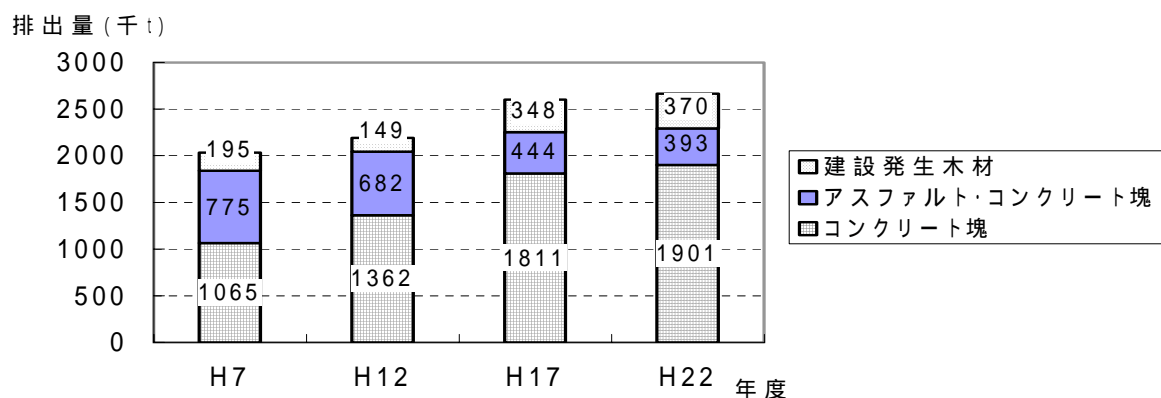


図 4-1 特定建設資材廃棄物排出量の推移

エ 再資源化施設等の立地状況及び処理能力

コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊の破砕施設の施設数及び処理能力は、県内合計でそれぞれ 151 基、17,902 千 t / 年となっています。また、建設発生木材を破砕することができる施設数及び処理能力は 63 基、1,069 千 t / 年となっています。コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊及び建設発生木材の破砕施設の処理能力は、それぞれ排出量を上回っています。

表 - 5 再資源化施設等の立地状況及び処理能力 (処理能力の単位：千 t/年)

種別 地区	コンクリート塊 アスファルト・コンクリート塊		建設発生木材			
	破碎施設		破碎施設		焼却施設	
	基数	処理能力	基数	処理能力	基数	処理能力
東部	47	8,774	11	379	32	54
中部	43	3,472	24	308	13	13
西部	61	5,656	28	382	18	16
合計	151	17,902	63	1,069	63	83

資料 「廃棄物対策室」(平成 13 年 3 月現在)

注 1 廃棄物処理法施行令第 7 条第 8 号の 2 に該当する施設のうち、処分業者の設置するがれき類の破碎施設をコンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊の破碎施設とした。

また、処分業者の設置する木くずの破碎施設を建設発生木材の破碎施設とした。なお、がれき類と木くずの両方を破碎する施設は、それぞれに計上している。

注 2 廃棄物処理法施行令第 2 条第 2 号に規定する木くずを焼却できる施設のうち、処分業者の設置するものを建設発生木材の焼却施設とした。

注 3 処理能力は、許可能力等(日量)に年間稼働日数を乗じて算出した。なお、年間稼働日数は 200 日とした。

オ 特定建設資材廃棄物の再資源化等率

平成 12 年度におけるコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊及び建設発生木材の再資源化等率は、それぞれ 99%、98%及び 40%¹となっています。コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊の再資源化等率は平成 2 年度及び平成 7 年度と比べて高くなっていますが、建設発生木材の再資源化率は、需要供給の循環経済の市場が十分に形成されていないことなどに起因して低迷しています。

今後、特に建設発生木材の再資源化により得られたものの利用の促進を図る必要があります。

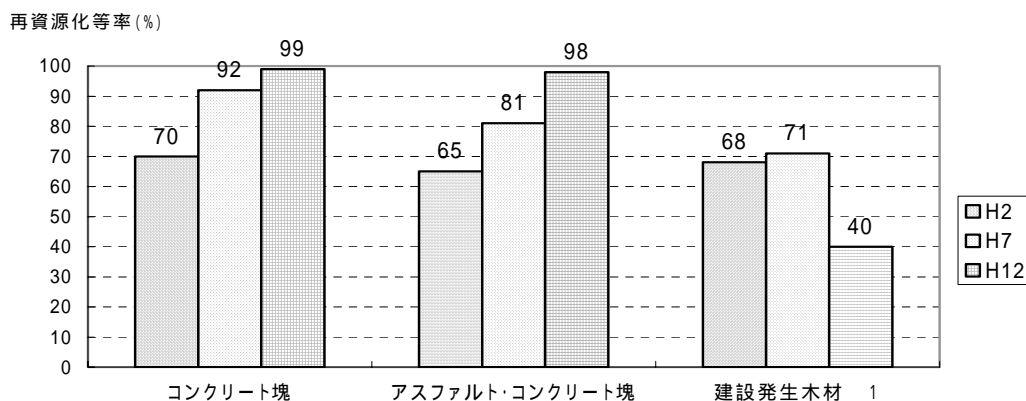


図4-2 特定建設資材廃棄物の再資源化等率

建設副産物実態調査(国土交通省)

1 建設発生木材は、再資源化率の値

カ 最終処分場の立地状況及び残存容量

平成 13 年 5 月現在の管理型最終処分場の施設数は 18 箇所、安定型最終処分場の施設数は 65 箇所であり、残余年数はそれぞれ 3.1 年、6.3 年となっており、最終処分量の抑制が求められる状況にあります。

表 - 6 最終処分場の立地状況及び残存容量

		管理型処分場	安定型処分場
施設数	箇所	18	65
残容量	m3	422,208	956,803
残余年数	年	3.1	6.3

資料 「廃棄物対策室」(平成 13 年 5 月現在)

注 廃棄物処理法の許可対象施設のうち、処分業者が設置する最終処分場(休止含む)

(2) 分別解体等及び再資源化等の方向

特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の方向としては、循環型社会形成推進基本法(平成 12 年法律第 110 号)における基本的な考え方を原則とし、次に定めるところによるものとします。

ア 基本的方向

まず第一に、建築物等の長寿命化を図るなど建設資材廃棄物の発生抑制(リデュース)に努めるものとします。次に、建設工事に使用された建設資材をできるだけ再使用(リユース)するものとします。これらのことを行った後に発生した建設資材廃棄物については、再生利用(マテリアル・リサイクル)を行うものとします。再使用又は再生利用が困難な場合等には、燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものについては、熱回収(サーマル・リサイクル)を行うものとします。なお、これらの措置が行われないものについては、適正に処分するものとします。

なお、発生した建設資材廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。)に基づいて適正に処理を行わなければならない。

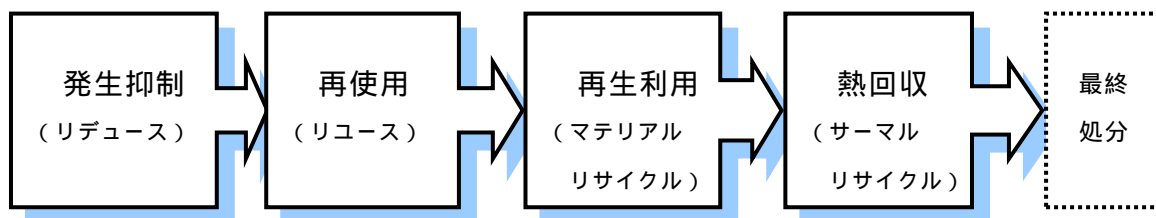


図 5 再資源化等の優先順位

イ 分別解体等の方向

建設資材廃棄物の再資源化等を促進するには廃棄物が適切に分別されることが前提となります。このため、法で分別解体等を義務づけている対象建設工事はもとよりそれ以外の建設工事であってもできる限り分別解体等を行うことが望まれます。

また、特定建設資材廃棄物の再資源化等を促進するためには、特定建設資材の分別解体等が一定の技術基準に従って実施される必要があります。

この技術基準は、分別解体等の対象となる建築物等により異なる場合があり、建設工事に従事する者の技能、施工技術、建設機械等の現状を踏まえ、建築物等に応じて、適切な施工方法により分別解体等が実施される必要があります。

特に、大量の建設資材廃棄物を排出することとなる解体工事については、最新の知識及び技術を有する者による施工が必要であるため、解体工事を施工する者の知識及び技術力の向上を図るほか、このような技術を有する者に関する情報の提供、適切な施工の監視、監督等を行う必要があります。

ウ 再資源化等の方向

県内における建設資材廃棄物の排出量、最終処分場の状況等を踏まえると対象建設工事だけでなくそれ以外の建設工事に伴って生じる特定建設資材廃棄物についても再生資源として利用することを促進する必要があります。

特定建設資材廃棄物の再資源化等を促進するためには、関係者は、適切な役割分担の下でそれぞれが連携しつつ積極的に参加することが必要です。

エ 関係者の役割

(ア) 建設資材の製造に携わる者

建設資材の製造に携わる者は、端材の発生が抑制される建設資材の開発及び製造、建設資材として使用される際の材質、品質等の表示、有害物質等を含む素材などの分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等が困難となる素材の非使用等により、建設資材廃棄物の排出の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の実施が容易となるよう努めなければなりません。

(イ) 建築物等の設計に携わる者

建築物等の設計に携わる者は、端材の発生が抑制され、また、分別解体等の実施が容易となる設計、建設資材廃棄物の再資源化等の実施が容易となる建設資材の選択など、設計時における工夫により建設資材廃棄物の排出の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の実施が効果的に行われるようにするほか、これらに要する費用の低減に努めなければなりません。

なお、建設資材の選択にあたっては、建設資材廃棄物の再資源化が困難となるような有害物質等を含む建設資材を選択しないよう努めなければなりません。

(ウ) 発注者

発注者は、建設資材廃棄物の排出原因者として再資源化等に協力しなければなりません。また、元請業者に対して、建設資材廃棄物の排出の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の実施について明確な指示を行うよう努めなければなりません。

(エ) 元請業者

元請業者は、発注者に分別解体等及び再資源化等について説明を行わなければなりません。また、元請業者は、建設資材廃棄物の発生の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の促進に関し、中心的な役割を担っていることを認識し、その下請負人に対して、建設資材廃棄物の発生の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の実施について明確な指示を行うよう努めなければなりません。

(オ) 建設工事を施工する者

建設工事を施工する者は、建設資材廃棄物の発生の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等を適正に実施するほか、施工方法の工夫、適切な建設資材の選択、施工技術の開発等により建設資材廃棄物の発生の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の実施が容易となるよう努めなければなりません。

(カ) 建設資材廃棄物の処理を行う者

排出した建設資材廃棄物について自らその処理を行う事業者及び建設資材廃棄物を排出する事業者から委託を受けてその処理を行う者(以下「建設資材廃棄物の処理を行う者」という。)は、建設資材廃棄物の再資源化等を適正に実施しなければなりません。

(キ) 県

県は、建設資材廃棄物の発生の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等を促進するために必要な調査、情報提供及び普及啓発を行います。

(ク) 市町村

市町村は、国や県の施策と相まって、必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。

(3) 届出等をしなければならない建設工事の規模に関する基準

本県において法第 10 条第 1 項に基づく届出及び第 11 条に基づく通知をしなければな

らない建設工事の規模は、届出の対象となる工事の全工事に占める割合等を勘案し、政令で定められた規模とします。工事の種類ごとの規模は以下のとおりです。

表 - 7 建設工事の規模に関する基準

工事の種類	届出をしなければならない工事の規模
建築物解体	延べ床面積 80 m ² 以上
建築物新築	延べ床面積 500 m ² 以上
建築物修繕・模様替（リフォーム等）	請負代金額 1 億円以上
その他工作物に関する工事	請負代金額 500 万円以上

注 自主施工者が施工するものについては、これを請負人にさせることとした場合における適正な請負代金相当額

「建築物」は、建築基準法第 2 条第 1 号で規定する建築物をいう。

なお、上記の基準により特定建設資材廃棄物をその再資源化等により減量することが十分でないと認められる場合は、社会経済情勢等を踏まえ、上記の基準に代えて条例により建設工事の規模に関する基準（上乘せ）を定める場合があります。

(4)再資源化をしなければならない距離に関する基準

本県において法第 16 条に基づいて指定建設資材廃棄物（建設発生木材をいう。以下同じ）の再資源化をしなければならない工事現場から再資源化施設までの距離は、再資源化施設の分布状況を勘案し、省令で定められた距離とします。

表 - 8 再資源化をしなければならない距離に関する基準

工事現場から再資源化施設までの距離	50 km以内
-------------------	---------

なお、上記の基準により指定建設資材廃棄物の減量が十分でないと認められる場合は、上記の基準に代えて条例により距離に関する基準（上乘せ）を定める場合があります。

3 建設資材廃棄物の排出抑制のための方策

(1) 基本的方向

建設資材廃棄物は、産業廃棄物に占める割合が高い一方で、減量することが困難なものが多く、このため、限られた資源を有効に活用するためには、最終処分量を減らすとともに、建設資材廃棄物の排出を抑制することが特に重要です。

(2) 関係者の役割

建設資材廃棄物の排出の抑制にあたっては、建築物等の建設工事の計画・設計段階から取り組むとともに、関係者は、適切な役割分担の下でそれぞれが連携しつつ積極的に参加しなければなりません。

ア 建築物等の所有者

建築物等の所有者は、自ら所有する建築物等について適切な維持管理及び修繕を行い、建築物等の長期的使用に努めなければなりません。

イ 建設資材の製造に携わる者

建設資材の製造に携わる者は、工場等における建設資材のプレカット等の実施、その耐久性の向上並びに修繕が可能なものについてはその修繕の実施及びそのための体制の整備に努めなければなりません。

ウ 建築物等の設計に携わる者

建築物等の設計に携わる者は、当該建築物等に係る建設工事を発注しようとする者の建築物等の用途、構造等に関する要求に対応しつつ、構造躯体等の耐久性の向上を図るとともに、維持管理及び修繕を容易にするなど、その長期的使用に資する設計、端材の発生が抑制される施工方法の採用及び建設資材の選択に努めなければなりません。

エ 発注者

発注者は、建築物等の用途、構造その他の建築物等に要求される性能に応じ、技術的及び経済的に可能な範囲で、建築物等の長期的使用に配慮した発注に努めるほか、建設工事に使用された建設資材の再使用に配慮するよう努めなければなりません。

オ 建設工事を施工する者

建設工事を施工する者は、端材の発生が抑制される施工方法の採用及び建設資材の選択に努めるほか、端材の発生の抑制、再使用できる物を再使用できる状態にする施工方法の採用及び耐久性の高い建築物等の施工に努めなければなりません。特に、使用済コンクリート型枠の再使用に努めるほか、建築物等の長期的使用に資する施工技術の開発及び維持修繕体制の整備に努めなければなりません。

カ 県

県は、自ら建設工事の発注者となる場合においては、建設資材廃棄物の排出の抑制に率先して取り組みます。

キ 市町村

市町村は、国や県の施策と相まって、必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。

4 特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進のための方策

(1) 再資源化等の目標等

再資源化施設の立地状況を踏まえて、すべての関係者が再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量をできるだけ速やかに、かつ、着実に実施することが重要であることから、特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進に重点的に取り組むこととし、平成 22 年度における再資源化等率(工事現場から排出された特定建設資材廃棄物の重量に対する再資源化等されたものの重量の百分率をいう。)の目標は、次表のとおりとします。

表 - 9 再資源化等率の目標

特定建設資材廃棄物	平成 22 年度の再資源化等率
コンクリート塊	99 パーセント
アスファルト・コンクリート塊	99 パーセント
建設発生木材	95 パーセント

なお、県の事業においては、再資源化等を先導する観点から、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊及び建設発生木材について、平成 17 年度までに再資源化等率 100%を目指します。

特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する目標については、建設資材廃棄物に関する調査の結果、再資源化等に関する目標の達成状況及び社会経済情勢の変化等を踏まえて必要な見直しを行うものとします。

(2) 基本的方向

特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する目標を達成するためには、必要な再資源化施設の確保や再資源化を促進するために必要となるコスト削減等の技術開発及び再資源化により得られたものの利用の促進が必要です。

県は、特定建設資材廃棄物の再資源化施設等の実態を定期的に把握し、その整備の促進に努めます。

5 再資源化により得られた物の利用の促進のための方策

(1) 基本的方向

特定建設資材廃棄物の再資源化を促進するためには、その再資源化により得られた物を積極的に利用していくことが不可欠です。このことから、関係者の連携の下で、特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物に係る需要の創出及び拡大に積極的に取り組む必要があります。なお、特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用にあたっては、必要な品質が確保されていること並びに環境に対する安全性及び自然環境の保全に配慮することが必要です。

(2) 具体的方策

ア コンクリート塊

コンクリート塊については、不純物除去、破碎、選別及び粒度調整等を行うことにより、再生下層路盤材として、道路、港湾、駐車場及び敷地内の舗装(以下「道路等の舗装」という。)への利用を促進します。

また、再生基礎裏込材や再生盛土材として建築物等の埋め戻し材及び基礎材等への利用を促進します。

イ アスファルト・コンクリート塊

アスファルト・コンクリート塊については、不純物除去、破碎、選別、粒度調整等を行うことにより、再生加熱アスファルト安定処理混合物及び表層基層用再生加熱アスファルト混合物として、道路等の舗装の上層路盤材、基層用材料又は表層用材料への利用を促進します。また、再生下層路盤材、再生基礎裏込材及び再生盛土材等として、道路等の舗装の路盤材、建築物等の埋め戻し材または基礎材等への利用を促進します。

ウ 建設発生木材

建設発生木材についてはチップ化し、木質ボード、堆肥等の原材料として利用することを促進します。これらの利用が技術的な困難性、環境への負荷の程度等の観点から適切でない場合には燃料への利用を促進します。

(3) 関係者の役割

再資源化により得られた物の利用の促進にあたっては、建築物等の建設工事の計画・設計段階から取り組むとともに、関係者は、適切な役割分担の下でそれぞれが連携しつつ積極的に参加しなければなりません。

特に、建設発生木材の再資源化により得られた物の利用の促進に努めることとします。

ア 建設資材の製造に携わる者

建設資材の製造に携わる者は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた物をできる限り多く含む建設資材の開発及び製造に努めなければなりません。

イ 建築物等の設計に携わる者

建築物等の設計に携わる者は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材をできる限り利用した設計に努めなければなりません。また、このような建設資材の利用について、発注しようとする者の理解を得るよう努めなければなりません。

ウ 発注者

発注者は、建設工事の発注にあたり、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材をできる限り選択するよう努めなければなりません。

エ 建設工事を施工する者

建設工事を施工する者は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材をできる限り利用するよう努めなければなりません。また、これを利用することについての発注者の理解を得るよう努めなければなりません。

オ 建設資材廃棄物の処理を行う者

建設資材廃棄物の処理を行う者は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の品質の安定及び安全性の確保に努めなければなりません。

カ 県

県は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の促進のために必要となる調査、情報提供及び普及啓発の推進に努めるほか、建設資材廃棄物の再資源化により得られた物を率先して利用します。

なお、特に建設発生木材の再資源化により得られた物の利用の促進を図るため、関係者と連携し、積極的に施策を展開します。

キ 市町村

市町村は、国や県の施策と相まって、必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。

6 分別解体等、再資源化等及び再資源化により得られた物の利用の意義に関する知識の普及

特定建設資材に係る分別解体等、特定建設資材廃棄物の再資源化等及び特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の推進のためには、広範な県民の協力が必要なことから、県は、環境の保全に資するものとしての分別解体等、再資源化等及び再資源化により得られた物の利用の促進の意義に関する知識について、広く県民へ普及及び啓発を行います。

具体的には、環境教育、環境学習、広報活動等を通じて、これらが環境の保全に資することについて県民の理解を深めるとともに、環境の保全に留意しつつ、特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等が行われるよう関係者に協力を求めます。

特に、特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務を負う者が当該義務を確実に履行すること及び再資源化により得られた物をできる限り利用することが重要であることから、県は、必要に応じて資料や情報の提供、講習会

などを実施します。

7 分別解体等及び再資源化等の促進等に関するその他の重要事項

建設資材廃棄物の処理等の過程においては、廃棄物処理法、大気汚染防止法（昭和 43 年法律 97 号）、ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）等の関係法令を遵守し、有害物質等の発生抑制や周辺環境への影響防止を図らなければなりません。

特に、防腐・防蟻用の C C A 処理木材、フロン類、非飛散性アスベスト、P C B を含有する電気機器等については、関係法令を遵守するとともに、大気中への拡散又は飛散、土壌汚染を防止する措置を講ずることが必要です。

参考 用語の説明

- ・「建設資材」
土木建築に関する工事に使用する資材
- ・「特定建設資材」
コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、アスファルト・コンクリート、木材（政令で指定されています。）
- ・「特定建設資材廃棄物」
特定建設資材が廃棄物となったもの
- ・「分別解体等」
 - 1 建築物その他の工作物（建築物等）の解体工事を施工する場合は、建築物等に用いられた建設資材に係る建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を計画的に施工する行為
 - 2 建築物等の新築その他の解体工事以外の建設工事を施工する場合は、当該工事に伴い副次的に生ずる建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を施工する行為
- ・「再資源化」
 - 1 分別解体等に伴って生じた建設資材廃棄物について、資材又は原材料として利用すること（建設資材廃棄物をそのまま用いることを除く。）ができる状態にする行為
 - 2 分別解体等に伴って生じた建設資材廃棄物であって燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものについて、熱を得ることに利用することができる状態にする行為
- ・「再資源化等」
再資源化及び縮減
- ・「安定型最終処分場」
廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類の5品目を埋立て処分できる処分場
- ・「管理型最終処分場」
遮断型最終処分場（水銀、シアン化合物その他の有害物質を含む特別管理産業廃棄物を埋立て処分する処分場）及び安定型最終処分場の対象となる産業廃棄物以外の産業廃棄物を埋立て処分する処分場
- ・「指定建設資材廃棄物」
特定建設資材廃棄物でその再資源化について一定の施設を必要とするもののうち政令で定めるもの（政令では、建設発生木材が定められています。）
- ・「対象建設工事」
特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等で、その規模が政令で定める建設工事の規模に関する基準以上のもの